

29文科初第1244号  
平成29年12月27日

各都道府県教育委員会教育長  
各指定都市教育委員会教育長  
各都道府県知事  
附属学校を置く各国立大学長 殿  
附属学校を置く各公立大学法人の理事長  
構造改革特別区域法第12条第1項の  
認定を受けた各地方公共団体の長

文部科学事務次官  
戸谷 一 夫

(印影印刷)

## 特別支援学校小学部・中学部学習指導要領に関する移行措置並びに 移行期間中における学習指導等について（通知）

現行の特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成21年文部科学省告示第36号）（特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の一部を改正する告示（平成27年文部科学省告示第62号）による改正後の特別支援学校小学部・中学部学習指導要領をいう。）（以下「現行小学部・中学部学習指導要領」という。）から平成29年4月28日に公示された新しい特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成29年文部科学省告示第73号）（以下「新小学部・中学部学習指導要領」という。）に移行するために必要な措置（以下「移行措置」という。）について、平成29年12月27日をもって関係の文部科学省令及び文部科学省告示が別添のとおり公布・公示されました。

まず、平成29年12月27日に公布された学校教育法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令（平成29年文部科学省令第42号）により、学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成29年文部科学省令第27号）の附則に移行措置に関する規定が追加されました。また、同日に公布された平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間における特別支援学校小学部・中学部の特例を定める件（平成29年文部科学省告示第181号）（以下「小学部・中学部特例告示」という。）により、小学部にあっては平成30年4月1日から平成32年3月31日までの間、中学部にあっては平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間（以下「移行期間」という。）における学習指導要領の特例が定められました。

ついては、移行措置の概要及び移行期間における各教科等の学習指導上の留意事項等は、下記のとおりですので、十分御了知いただくようお願いします。

また、都道府県教育委員会におかれては、所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対

して、指定都市教育委員会におかれては、所管の学校その他の教育機関に対して、都道府県知事及び構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては、所轄の学校及び学校法人等に対して、附属学校を置く国立大学法人学長及び各公立大学法人の理事長におかれては、その管下の学校に対して、このことを十分周知されるようお願いいたします。

なお、平成29年6月22日に文部科学大臣より中央教育審議会に「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」諮問を行い、「学校が担うべき業務の在り方」、「教職員及び専門スタッフが担うべき業務の在り方及び役割分担」、「教員が子供の指導に使命感を持ってより専念できる学校の組織運営体制の在り方及び勤務の在り方」について検討いただいております。新小学部・中学部学習指導要領の確実な実施に向けて、文部科学省としては、これらの審議を踏まえ、引き続き積極的な支援を行っていきたいと考えています。

なお、本通知については、関係資料と併せて文部科学省のホームページに掲載することとしていますので、御参照ください。

## 記

### 第1 移行措置の概要

#### 1 総則

- (1) 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由又は病弱者である児童に対する教育を行う特別支援学校の小学部の特例
  - ① 平成30年度及び平成31年度の教育課程の編成に当たっては、新小学部・中学部学習指導要領第1章の規定（第4節の1(3)イを除く。）によること。
  - ② 各学年における授業時数及び総授業時数は、学校教育法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令（平成29年文部科学省令第29号）による改正後の学校教育法施行規則の一部を改正する省令（以下「新令」という。）附則第2項及び附則別表第1の規定に準ずること。
- (2) 知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校の小学部の特例
  - ① 平成30年度及び平成31年度の教育課程の編成に当たっては、新小学部・中学部学習指導要領第1章の規定（第4節の1(3)イを除く。）によること。
  - ② 各学年における総授業時数及び授業時数は、新令附則別表第1の規定に準ずるものとする。ただし、外国語活動を加えて教育課程を編成する場合には、外国語活動の授業時数については、児童の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じて、同表に定める授業時数より減じることができること。
  - ③ ②前段の規定にかかわらず、外国語活動の授業の取扱いにより、教育課程の適正な編成のため特に必要がある場合には、第3学年から第6学年までの総授業時数から15を超えない範囲内の総授業時数を減じることができること。
- (3) 視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学部の特例

- ① 平成30年度の教育課程の編成に当たっては、道徳教育に係る部分以外は新小学部・中学部学習指導要領第1章の規定によるものとし、道徳教育に係る部分については、新小学部・中学部学習指導要領第1章第2節の2(2)、第3節の3(1)コ及び第7節の規定によることができること。
- ② 平成31年度及び平成32年度の教育課程の編成に当たっては、現行小学部・中学部学習指導要領第1章の規定にかかわらず、新小学部・中学部学習指導要領第1章の規定によること。

## 2 各教科

- (1) 視覚障害者，聴覚障害者，肢体不自由又は病弱者である児童に対する教育を行う特別支援学校の小学部の特例

平成30年度及び平成31年度の視覚障害者，聴覚障害者，肢体不自由又は病弱者である児童に対する教育を行う特別支援学校の小学部における障害種別に示す配慮事項については，現行小学部・中学部学習指導要領の規定にかかわらず，新小学部・中学部学習指導要領の規定によるものとし，各教科の目標，各学年の目標及び内容並びに指導計画の作成と各学年にわたる内容の取扱いについては，小学校における移行期間中の取扱いに準ずること。

- (2) 知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校の小学部の特例

平成30年度及び平成31年度の知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校の小学部の各教科の指導に当たっては，現行小学部・中学部学習指導要領の規定にかかわらず，その全部又は一部について新小学部・中学部学習指導要領の規定によることができること。

- (3) 視覚障害者，聴覚障害者，肢体不自由又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学部の特例

平成30年度から平成32年度までの視覚障害者，聴覚障害者，肢体不自由又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学部における障害種別に示す配慮事項については，現行小学部・中学部学習指導要領の規定にかかわらず，新小学部・中学部学習指導要領の規定によるものとし，各教科の目標，各学年，各分野又は各言語の目標及び内容並びに指導計画の作成と各学年，各分野又は各言語にわたる内容の取扱いについては，中学校における移行期間中の取扱いに準ずること。

- (4) 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学部の特例

平成30年度から平成32年度までの知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学部の各教科の指導に当たっては，現行小学部・中学部学習指導要領の規定にかかわらず，その全部又は一部について新小学部・中学部学習指導要領の規定によることができること。

## 3 道徳及び特別の教科道徳

- (1) 平成30年度及び平成31年度の小学部の第1学年から第6学年までの特別の教科である道徳の指導に当たっては，現行小学部・中学部学習指導要領の規定にかかわらず，新小学部・中学部学習指導要領の規定によること。

- (2) 平成30年度の中学部の第1学年から第3学年までの道徳の指導に当たっては、現行小学部・中学部学習指導要領の規定にかかわらず、その全部又は一部について新小学部・中学部学習指導要領の規定によることができること。
- (3) 平成31年度及び平成32年度の中学部の第1学年から第3学年までの特別の教科である道徳の指導に当たっては、現行小学部・中学部学習指導要領の規定にかかわらず、新小学部・中学部学習指導要領の規定によること。

#### 4 外国語活動

- (1) 視覚障害者，聴覚障害者，肢体不自由又は病弱者である児童に対する教育を行う特別支援学校の小学部の特例

平成30年度及び平成31年度の視覚障害者，聴覚障害者，肢体不自由又は病弱者である児童に対する教育を行う特別支援学校の小学部における外国語活動の目標，内容及び指導計画の作成と内容の取扱いについては，現行小学部・中学部学習指導要領の規定にかかわらず，新小学部・中学部学習指導要領の規定によるものとし，小学校における移行措置期間中の取扱いに準ずること。

- (2) 知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校の小学部の特例

学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成29年文部科学省令第27号）による改正後の学校教育法施行規則第126条第2項の規定により，平成30年度及び平成31年度に外国語活動を加えて教育課程を編成する場合には，新小学部・中学部学習指導要領の規定によること。

#### 5 総合的な学習の時間

平成30年度及び平成31年度の小学部の第3学年から第6学年まで並びに平成30年度から平成32年度までの中学部の第1学年から第3学年までの総合的な学習の時間の指導に当たっては，現行小学部・中学部学習指導要領の規定にかかわらず，新小学部・中学部学習指導要領の規定によること。

#### 6 特別活動

平成30年度及び平成31年度の小学部の第1学年から第6学年まで並びに平成30年度から平成32年度までの中学部の第1学年から第3学年までの特別活動の指導に当たっては，現行小学部・中学部学習指導要領の規定にかかわらず，新小学部・中学部学習指導要領の規定によること。

#### 7 自立活動

平成30年度及び平成31年度の小学部の第1学年から第6学年まで並びに平成30年度から平成32年度までの中学部の第1学年から第3学年までの自立活動の指導に当たっては，現行小学部・中学部学習指導要領の規定にかかわらず，新小学部・中学部学習指導要領の規定によること。

## 第2 各教科等の学習指導上の留意事項等

1 移行期間中の教育課程の編成・実施に当たっては、新小学部・中学部学習指導要領第1章の規定（第4節の1(3)イを除く。）を踏まえ、その趣旨の実現を図ること。

なお、平成30年度においては、中学部における道徳教育については、新小学部・中学部学習指導要領第1章第2節の2(2)、第3節の3(1)コ及び第7節の規定によることができることとしたことに留意すること。

2 各教科等の指導に当たっては、新小学部・中学部学習指導要領を踏まえた指導に十分配慮するとともに、特に次の事項に留意すること。

(1) 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由又は病弱者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校

① 小学部・中学部特例告示により追加又は省略等することとした内容（学年間で移行した内容を含む。）について十分留意した指導計画を作成すること。

特に、移行期間中に追加して指導すべきとされている新小学部・中学部学習指導要領の内容については、新小学部・中学部学習指導要領の規定により、適切な指導が行われるようにすること。

② 移行期間中に新小学部・中学部学習指導要領によることができることとされている教科において、実際に新小学部・中学部学習指導要領による場合には、その内容に応じて適切な教材を用いるとともに、適切な授業時数を確保して指導が行われるようにすること。

③ 移行期間中に新小学部・中学部学習指導要領によることができるとされていない事項（新小学部・中学部学習指導要領第1章第4節の1(3)イに規定する事項を含む。）及び教科についても、新小学部・中学部学習指導要領の規定の内容を取り入れて指導を行うことはできること。

④ 小学部において、現行小学部・中学部学習指導要領及び新小学部・中学部学習指導要領において目標及び内容を2学年まとめて示している教科については、特に、平成31年度の指導に当たっては翌年度を見通した適切な指導計画を作成して指導し、平成32年度の指導に当たっては、前年度における指導内容を踏まえて適切な指導計画を作成して指導する必要があることに十分に留意し、新小学部・中学部学習指導要領に円滑に移行できるようにすること。

⑤ 中学部において、現行小学部・中学部学習指導要領及び新小学部・中学部学習指導要領において目標及び内容を2学年又は3学年まとめて示している教科については、特に、平成32年度の指導に当たっては翌年度を見通した適切な指導計画を作成して指導し、平成33年度の指導に当たっては、前年度における指導内容を踏まえて適切な指導計画を作成して指導する必要があることに十分に留意し、新小学部・中学部学習指導要領に円滑に移行できるようにすること。

⑥ 算数については、移行期間中に指導すべきとされている新しい小学校学習指導要領（平成29年文部科学省告示第63号）（以下「新小学校学習指導要領」という。）の内容に係る補助教材の配布を予定していることから、教科書に加え当該補助教材を適切に使用して指導を行うこと。

⑦ 外国語活動については、移行期間中に指導すべきとされている現行の小学校学

習指導要領（平成20年文部科学省告示第27号）及び新小学校学習指導要領の内容に係る補助教材の配布を今年度中に予定していることから、当該補助教材を適切に使用するなどして指導を行うこと。また、各学校の状況に応じて計画的に準備を進め、平成32年度からの実施に円滑に移行できるようにすること。なお、文部科学省においては、小学校等の外国語教育の充実に当たって、上記補助教材の配布に加え、教員の養成・採用・研修の一体的な改善、外部人材の活用などの条件整備を行い支援することとしていること。

- ⑧ 数学及び理科については、移行期間中に指導すべきとされている新しい中学校学習指導要領（平成29年文部科学省告示第64号）の内容に係る補助教材の配布を予定していることから、教科書に加え当該補助教材を適切に使用して指導を行うこと。

## (2) 知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校

- ① 移行期間中に新小学部・中学部学習指導要領によることができることとされている教科において、実際に新小学部・中学部学習指導要領による場合には、適切な指導計画を作成して指導する必要があることに十分留意し、新小学部・中学部学習指導要領に円滑に移行できるようにすること。その際、指導する内容に応じて適切な教材を用いるとともに、適切な授業時数を確保して指導が行われるようにすること。
- ② 移行期間中の小学部における外国語活動については、児童が外国語に親しんだり、外国の言語や文化について体験的に理解や関心を深めたりするために教育課程に外国語活動の内容を加えることができることとした新小学部・中学部学習指導要領の趣旨を踏まえつつ、小学部・中学部特例告示の第1の2の(2)及び(3)により、外国語活動の授業時数又は総授業時数を減じることを含め、適切に取扱うこと。

## 3 移行期間中における学習評価の取扱い

移行期間中における学習評価の在り方については、移行期間に追加して指導する部分を含め、現行小学部・中学部学習指導要領の下の評価規準等に基づき、学習評価を行うこと。なお、移行期間における小学部の外国語活動に係る指導要録の取扱いについては、次のとおりとすること。

- (1) 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由又は病弱者である児童に対する教育を行う特別支援学校小学部の第3学年及び第4学年、知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校小学部の第3学年から第6学年における外国語活動に係る指導要録の取扱いについては、総合所見及び指導上参考となる諸事項を記録する欄に、児童の学習状況における顕著な事項を記入するなど、外国語活動の学習に関する所見を文章で記述すること。
- (2) 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由又は病弱者である児童に対する教育を行う特別支援学校小学部の第5学年及び第6学年における外国語活動に係る指導要録の取扱いについては、引き続き、現在の取扱いと同様とし、外国語活動の記録の欄に

文章で記述すること。なお、外国語活動については、引き続き、数値による評価は行わないこととし、評定も行わないものとする。

#### 4 関連事項

移行期間中に実施する高等部等の入学者選抜に係る学力検査における出題範囲については、小学部・中学部特例告示の内容に留意し、生徒が履修している各教科の内容を踏まえた適切なものとなるよう十分配慮すること。

また、新小学部・中学部学習指導要領施行後に実施する高等部等の入学者選抜における学力検査については、新小学部・中学部学習指導要領に定める各教科の内容が出題範囲となるよう配慮すること。また、高等部等の入学者選抜に当たっては、新小学部・中学部学習指導要領の趣旨を踏まえ、基礎的・基本的な知識及び技能の習得とともに、思考力、判断力、表現力等についてもバランスよく問うことに留意し、知識及び技能を活用する力に関する出題の充実に配慮すること。その際、小学部・中学部特例告示の内容にも十分留意すること。

本件担当：

文部科学省 電話：03（5253）4111（代表）

初等中等教育局 特別支援教育課 指導係（内線2003）